

岩国地域 8 市町村合併協議会

第 4 回 会 議 資 料

と き 平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日（月） 1 3 時 3 0 分から

ところ 由宇町文化スポーツセンター

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議 事

(1) 協議事項

- | | |
|--|-------|
| 協議第 6 号の 2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6） | ・・・ 1 |
| 協議第 8 号の 1 地方税の取扱いについて（協定項目 8） | ・・・ 3 |
| 協議第 37 号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 18） | ・・・ 5 |
| 協議第 38 号 介護保険事業の取扱いについて（協定項目 19） | ・・・ 6 |
| 協議第 39 号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 21） | ・・・ 7 |
| 協議第 40 号 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 22） | ・・・13 |
| 協議第 41 号 水道関係事業の取扱いについて（協定項目 23-10） | ・・・24 |
| 協議第 42 号 新市建設計画について（協定項目 24） | ・・・25 |
| 5 第 5 回会議開催日時及び協議事項について | ・・・26 |
| 6 その他 | |
| 7 閉 会 | |

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 8 市町村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第 9 1 条の規定による新市の議会議員の定数については、3 4 人とする。
- 3 新市の議会議員の報酬の額について、在任期間中については、合併前の 8 市町村の報酬の額とする。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

平成 1 6 年 1 2 月 6 日一部確認

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

● 在任期間（平成１８年１０月３１日まで）の理由

- ・ ７市町村の協議では、１年１１ヶ月という小委員会の検討結果も報告されているが、合併期日が延長される１年間に合併後の懸案事項を精力的に協議することにより、短期間の在任でも所期の目的が果たされるものと考ええる。
- ・ 新市建設計画に掲げる事業が反映される新市の最初の本予算（６月定例会）と合併前の市町村の決算認定（９月定例会）の審議ができる期間である。

地方税の取扱いについて（協定項目 8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 個人市町村民税

- (1) 個人市町村民税の税率については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、岩国市の例による。
- (3) 減免については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

2 法人市町村民税

法人市町村民税の税率については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

3 固定資産税

- (1) 固定資産に対する課税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は不均一課税を適用する。
また、固定資産税の税率については、各市町村の事情に十分配慮し、新市において調整する。
- (2) 納期については、岩国市の例による。
- (3) 減免については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

4 軽自動車税

- (1) 軽自動車税の税率については、標準税率によるものとする。ただし、特殊農業車に対する課税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は不均一課税を適用する。
- (2) 納期については、岩国市、周東町及び美和町の例による。
- (3) 減免については、合併時に岩国市の例により調整する。

5 たばこ税

たばこ税の税率及び課税免除については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

6 鉱産税

鉱産税の税率については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

7 特別土地保有税

特別土地保有税の税率については、8市町村に差異がないため、現行のとお
りとする。

8 入湯税

入湯税の税率及び課税免除については、岩国市、由宇町、玖珂町、錦町及び
美和町の例による。

9 前納報奨金

前納報奨金については、合併時に廃止する。

平成16年12月6日提出

平成16年12月27日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 18）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 国民健康保険料（税）について

- (1) 賦課形態については、保険料とする。
- (2) 賦課方式については、平成 17 年度の保険料（税）の状況に基づき、所得割、均等割、平等割の 3 方式導入も視野に入れた検討を行い、急激な住民負担増とならないよう、合併時まで調整する。
- (3) 賦課割合については、平準化方式とし、応益割合（均等割、平等割）が 45%以上 55%未満となるよう調整する。
- (4) 保険料率については、合併日以降最初の賦課期日をもって、統一する。
ただし、医療分において、急激な住民負担増となる市町村については、国民健康保険基金を財源として、5 年間を限度に段階的な調整を行う。
- (5) 納期については、10 回とする。

2 出産育児一時金及び葬祭費給付事業について

- (1) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。
- (2) 葬祭費については、岩国市の例による。

3 国民健康保険保健事業について

- (1) 健康診査及びがん検診事業については、人間ドック事業として実施することとし、検査項目、対象年齢、補助等は、合併時に岩国市の例により調整する。
- (2) はり・きゅうの補助については、岩国市の例による。
- (3) 国保優良世帯表彰及びその他保健事業については、合併時に廃止する。

平成 16 年 12 月 27 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

介護保険事業の取扱いについて（協定項目 19）

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 介護保険料について

- (1) 保険料については、第 3 期事業運営期間開始の平成 18 年度から統一する。

なお、統一する保険料については、介護保険制度の見直し等も踏まえて、急激な住民負担増とならないよう、十分配慮しながら調整する。

- (2) 保険料の独自減免については、平成 18 年度から岩国市の例による。

- (3) 納期については、10 回とする。

2 介護保険給付事業について

給付事業のサービス提供体制については、新市において可能な限り均衡を図るよう努める。

平成 16 年 12 月 27 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 21）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 施設使用料について

施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、新市に移行後も当面現行のとおりとし、随時調整する。

2 手数料について

手数料については、住民の一体性及び負担の公平性を確保するため、合併時に統一する。

なお、個別の調整方針については、別紙「手数料総括表」に定めるとおりとする。

平成 16 年 12 月 27 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

手数料総括表

(注：○表示は、該当する手数料のある市町村)

調整方針の区分

- 1 現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 () 市・町・村の例により調整する。
- 3 新たに制度等を創設する。
- 4 新市移行後、速やかに調整する。
- 5 新市に移行後も当分の間現行どおり（当面現行どおり）とし、随時調整する。
- 6 廃止の方向で検討する。
- 7 その他

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
戸籍・住民基本台帳等関係手数料										
住民票の写しの交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。	19
戸籍の附票の写しの交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
住民票記載事項証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
住民基本台帳閲覧手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
身分に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
外国人登録に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
印鑑登録証明書交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	19
戸籍謄抄本交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
除籍謄抄本交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
除籍に記載した事項に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調 整 方 針	検 討 票 ペ ー ジ
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	19
届出その他の書類の閲覧手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
印鑑登録証交付手数料	○				○			○	2 岩国市、玖珂町の例による。	19
印鑑登録証再交付手数料	○				○			○		
印鑑登録証の汚損等による引替交付手数料					○				6 合併時に廃止する。	19
税務関係手数料										
課税等に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。	20
納税証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。	20
督促手数料	○		○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、錦町、美川町、美和町の例による。	20
医療機関文書料等										
健康診断料			○		○		○		2 本郷村、美和町の例による。	21
一般的診断書料	○		○	○	○		○		2 周東町、錦町、美和町の例による。	21
死亡診断書料	○		○		○		○		2 本郷村、錦町、美和町の例による。	21
死体検案書料			○		○		○		2 美和町の例による。	21
労働災害補償診断書料					○				2 錦町の例による。	21
自賠責診断書料					○		○		2 錦町、美和町の例による。	21
生命保険死亡診断書料			○		○		○		2 本郷村、錦町、美和町の例による。	21
司法、裁判所関係診断書料					○		○		2 錦町、美和町の例による。	21
身体障害者関係診断書料			○				○		2 本郷村、美和町の例による。	21
年金等受給診断書料					○		○		2 錦町、美和町の例による。	21

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
その他診断書料			○		○				2 本郷村、錦町の例による。	21
学校関係その他証明書料	○		○	○	○		○		2 岩国市、美和町の例による。	21
生活環境関係手数料										
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	○						○		2 岩国市、美和町の例による。	22
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	○						○			
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	○						○			
一般廃棄物処分業許可申請手数料	○						○			
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	○						○			
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	○						○			
浄化槽清掃業許可申請手数料	○						○			
浄化槽清掃業許可更新申請手数料	○						○			
浄化槽清掃業変更許可申請手数料	○						○			
許可証の再交付手数料	○						○			
犬の登録手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	22
狂犬病予防注射済票交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
犬の登録鑑札の再交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
狂犬病予防注射済票再交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○		
食肉センター汚泥等処理手数料				○						
都市開発関係手数料										
開発行為手数料	○								2 岩国市の例による。	23
建築確認申請等手数料	○								2 岩国市の例による。	24
優良宅地造成等の認定に関する手数料	○	○		○				○	2 岩国市の例による。	25
宅地造成工事許可手数料	○								2 岩国市の例による。	25

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
水道事業関係手数料										
給水装置工事事業者 指定手数料	○	○						○	1 現行のとおりとする。	26
設計手数料		○							6 合併時に廃止する。	26
設計審査手数料	○							○	2 岩国市の例による。	26
給水装置検査手数料	○	○						○	2 岩国市の例による。	26
私設消防演習立会手 数料		○							6 合併時に廃止する。	26
簡易水道事業関係手数料										
給水装置工事事業者 指定手数料	○	○		○		○	○		2 岩国市、由宇町、周東町、美川町、美和町の例による。	27
設計手数料		○							6 合併時に廃止する。	27
設計審査手数料	○		○	○		○	○		2 岩国市の例による。	27
給水装置検査手数料	○	○	○	○		○	○		2 岩国市の例による。	27
私設消防演習立会手 数料		○	○			○			6 合併時に廃止する。	27
メーター再取付手 数料			○			○			6 合併時に廃止する。	27
下水道事業関係手数料										
公共下水道排水設備 指定工事店新規登録 手数料				○	○			○	2 周東町の例による。	28
公共下水道排水設備 指定工事店更新手 数料				○	○			○		
その他の手数料										
認可地縁団体告示事 項証明手数料	○								2 岩国市の例による。	29
認可地縁団体印鑑登 録証明書交付手数料	○								2 岩国市の例による。	29
臨時運行許可申請手 数料	○		○	○				○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町の例による。	29
放置自転車等保管手 数料	○								2 岩国市の例による。	29
船員法証明手数料	○								1 現行のとおりとする。	29
同和福祉援護資金貸 付金残額証明手数料	○			○					1 現行のとおりとする。	29

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
療養給付費証明手数料	○			○					2 岩国市、周東町の例による。	29
営業証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。	29
農業委員会証明手数料	○	○		○					2 岩国市の例による。	30
飼養鳥獣手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、由宇町、本郷村、錦町、美川町、美和町の例による。	30
都市計画関係証明手数料	○	○		○					2 岩国市、周東町の例による。	30
住宅証明手数料	○	○		○			○		2 岩国市、周東町、美和町の例による。	30
家賃証明手数料	○	○		○			○			
保管場所承認手数料		○		○			○		2 周東町、美和町の例による。	30
住宅用家屋証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	30

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 22）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

補助金、交付金等の取扱いについては、事業の目的、効果を総合的に判断するとともに、従来からの経緯、実情等も配慮し、関係団体の理解と協力を得て、下記の基本方針のとおり調整するものとする。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い時期に、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、目的を明確化し、新市全体の均衡が図られるよう調整する。
- (3) 所期の目的を達成したと認められる補助金等については、整理の方向で調整する。

なお、個別の調整方針については、別紙「補助金、交付金等総括表」に定めるとおりとする。

平成 16 年 12 月 27 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

補助金、交付金等総括表

(注：○表示は、該当項目に補助及び交付等を行う市町村)

調整方針の区分

- 1 現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 () 市・町・村の例により調整する。
- 3 新たに制度等を創設する。
- 4 新市移行後、速やかに調整する。
- 5 新市に移行後も当分の間現行どおり（当面現行どおり）とし、随時調整する。
- 6 廃止の方向で検討する。
- 7 その他

【総合政策部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
総合政策関係補助金										
交通安全協会等補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	31
安全運転管理者協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	31
防犯対策協議会等補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	31
安全対策協議会等補助金	○			○					4 新市に移行後、速やかに調整する。	31
錦川清流線関係補助金					○	○			5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	31
岩国空港早期再開推進協議会補助金	○								1 現行のとおりとする。	31
コミュニティ集会所整備事業等補助金	○	○		○	○		○	○	3 合併時に、制度を創設する。	32
住民活動災害補償に関する助成	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。	32
総合政策関係各種事業補助金								○	6 合併時に廃止する。	32

【総務部会関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検討 票 ペ ージ
総務関係補助金										
青年会議所補助金				○					6 合併時に廃止する。	33
消防団分団補助金					○				4 新市に移行後、速やかに調整する。	33
消防団員の福利厚生に関する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。	33
婦人消防隊等補助金				○					5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	33
明るい選挙推進協議会補助金				○				○	6 合併時に、廃止する。	33
有線放送センター補助金				○					1 現行のとおりとする。	33
消防操法大会訓練補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。	33
消防団研修費補助金							○		4 新市に移行後、速やかに調整する。	33
消防行事補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。	33
税務関係補助金										
青色申告会事業推進補助金		○							6 合併時に、廃止する。	34
たばこ販売店組合助成金		○	○		○	○	○	○	6 合併時に、廃止する。	34
人権関係補助金										
同和対策推進団体等補助金	○								1 現行のとおりとする。	35
岩国人権擁護委員協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	35
人権教育推進協議会補助金				○	○		○		1 現行のとおりとする。	35
同和地区中小企業利子補給補助金				○					1 現行のとおりとする。	35
人権教育活動費補助金				○					1 現行のとおりとする。	35
指導者養成派遣費補助金				○					1 現行のとおりとする。	35
地域改善学習推進費補助金				○					1 現行のとおりとする。	35

【健康福祉部会関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
社会関係補助金										
社会福祉協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。	36
民生委員・児童委員活動補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	37
遺族連合会等補助金	○		○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	38
地域福祉基金補助事業補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	39
低所得者等援護対策	○	○						○	6 合併時に、廃止する。	40
保護司会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	41
更生保護女性会補助金		○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	41
傷痍軍人会補助金				○	○	○			4 新市に移行後、速やかに調整する。	41
原爆被害者の会補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	41
災害援護資金貸付金 利子補給補助金	○			○					1 現行のとおりとする。	41
南方地域戦没者慰霊 祭参列遺族補助金	○			○	○		○		2 岩国市、周東町、錦町、 美和町の例による。	41
高齢障害関係補助金										
老人クラブ補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、由宇町、周東 町、錦町の例による。	42
老人クラブ連合会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	42
身体障害者団体補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	42
心身障害者（児）等 父母の会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	42
玖珂郡心身障害児 （者）父母の会補助金		○		○		○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	42
介護支援専門員協議 会補助金		○		○				○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	42
老人福祉センター補助金	○								1 現行のとおりとする。	43
寝たきり老人訪問理 髪サービス補助金	○			○			○	○	2 岩国市、玖珂町、周東 町、美和町の例による。	43
友愛訪問活動助成金	○	○			○	○		○	2 岩国市、由宇町、玖珂 町、錦町、美川町の例 による。	43
高齢者文化活動事業 補助金		○			○				2 由宇町、錦町の例による。	43

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
はり、きゅう等施術 費助成〔一般会計〕		○		○				○	3 合併時に、新たな制度 を創設する。ただし、 玖珂町、周東町につい ては、当面、現行のと おりとし、随時調整す る。	43
高齢者地域活動事業 補助金								○	4 新市に移行後、速やか に調整する。	43
高齢者関係各種事業 補助金						○		○	6 合併時に、廃止する。	43
心身障害者扶養共済 制度補助金	○	○		○				○	2 岩国市、由宇町、玖珂 町、周東町の例により 調整する。	44
療育キャンプ推進事 業補助金	○			○					2 岩国市、周東町の例に よる。	44
知的障害者生活援助 事業補助金				○					2 周東町の例による。	44
身体障害者授産施設 運営費補助金		○						○	1 現行のとおりとする。	44
心身障害者福祉作業 所運営費補助金	○			○			○	○	1 現行のとおりとする。	44
精神障害者共同作業 所運営費補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	45
精神障害者授産施設 運営費補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	45
重度障害者(児)住宅 改善費補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、由宇町、本郷 村、錦町、美川町、美 和町の例による。	45
身体障害者補装具等 自己負担金助成								○	6 合併時に、廃止する。	45
社会福祉施設整備等 補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	(既存施設及び合併時ま でに整備計画が具体化し ている施設) 1 現行のとおりとする。 (上記以外の施設) 4 新市に移行後、速やか に調整する。	46 ～ 47
児童家庭関係補助金										
東部里親会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やか に調整する。	48
母子寡婦福祉連合会 補助金	○		○	○	○	○	○		4 新市に移行後、速やか に調整する。	48
民間保育所関係市町 村補助金	○			○					4 新市に移行後、速やか に調整する。	48
延長保育事業費補助 金	○	○			○			○	2 岩国市、由宇町、玖珂 町、錦町の例による。	49
研修代替職員雇用費 補助金	○	○		○	○				2 岩国市、由宇町、周東 町、錦町の例による。	49

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
地域活動事業費補助金	○	○	○		○				2 岩国市、由宇町、本郷村、錦町の例による。	49
一時保育事業費補助金	○	○			○				2 岩国市、由宇町、錦町の例による。	49
休日保育事業費補助金	○								2 岩国市の例による。	49
乳児保育事業費補助金		○						○	2 由宇町、玖珂町の例による。	49
障害児保育事業費補助金	○	○			○			○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、錦町の例による。	50
施設入所児童健康診断事業費補助金	○								2 岩国市の例による。	50
母親クラブ活動費補助金	○		○	○		○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、美川町、美和町の例による。	50
保育所通園費補助金		○	○	○		○			5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	50
チャイルドシート購入費補助金			○	○		○		○	6 合併時に、廃止する。	50
健康管理関係補助金										
医療機関運営費補助金	○								1 現行のとおりとする。	51
辺地医療交付金						○			5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	51
医療関係団体補助金		○							4 新市に移行後、速やかに調整する。	51
母子保健推進協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	51
健康管理関係各種団体補助金					○				4 新市に移行後、速やかに調整する。	51
予防接種対策給付金	○								2 岩国市の例による。	51

【生活環境部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
生活環境関係補助金										
環境衛生連合会等補助金	○	○		○			○		4 新市に移行後、速やかに調整する。	52
食品衛生協会等補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	52
生活環境関係各種団体補助金	○				○				4 新市に移行後、速やかに調整する。	52

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
飲料水供給施設設置整備事業等補助金		○			○	○	○		3 合併時に、制度を創設する。	53
公衆浴場関係補助金	○								1 現行のとおりとする。	53
食文化セミナー開催補助金	○								2 岩国市の例による。	53
生活環境関係各種事業補助金								○	6 合併時に、廃止する。	53

【経済部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
農林関係補助金										
農林業生産者団体等補助金		○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	54
農作業受託組合補助金			○						5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	54
土地改良区補助金	○	○	○	○			○		5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	54
水利組合補助金	○	○							5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	54
農業管理センター補助金		○			○		○		5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	54
農業関連施設補助金				○					1 現行のとおりとする。	54
木材協会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	54
女性団体等補助金		○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	54
中山間地域等直接支払交付金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	55
森林整備地域活動支援交付金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。	55
畜産振興助成補助金							○		1 現行のとおりとする。	55
緑の少年隊事業補助金			○		○	○	○		3 合併時に、制度を創設する。	55
にしき川木の家づくり推進事業補助金			○		○	○	○		4 新市に移行後、速やかに調整する。	55
移動放牧システム推進事業補助金				○					5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	55
林業技術者研修事業補助金					○				2 錦町の例により調整する。	55
炭窯生産対策事業補助金					○				2 錦町の例により調整する。	55

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
ヘルパー制度補助事業補助金			○						6 合併時に、廃止する。	56
椎茸種コマ購入助成事業補助金			○		○				5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	56
林業機械整備事業補助金					○				5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	56
白蛾病等検診対策事業補助金					○				6 合併時に、廃止する。	56
森林施業団地事業費補助金	○	○	○		○	○	○		7 合併時に、補助金単価の統一に努める。	56
商工観光関係補助金										
消費生活団体補助金	○			○	○			○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	57
勤労者団体補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	57
駐留軍離職者福祉センター対策事業補助金	○			○				○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	57
TMO運営費補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	57
中小企業相談所補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	57
観光関係団体補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	57
中小企業退職金共済掛金補助金	○	○		○	○			○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、錦町の例による。	58
勤労者福祉制度融資補助金	○								2 岩国市の例による。	58
住宅用太陽光発電システム設置補助金		○			○			○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	58
工業用水使用料助成金	○								1 現行のとおりとする。	58
中心市街地商業等活性化施設整備費補助金	○								3 新市において制度を創設する。	58
神代駅簡易委託販売所運営費補助金		○							6 合併時に、廃止する。	58

【建設・都市開発部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
都市計画関係補助金										
緑化推進補助金		○							5 当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。	59

【教育部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針	検討票ページ
小・中学校、幼稚園関係補助金										
小・中学校体育連盟補助金	○	○	○		○	○	○		4 新市に移行後、速やかに調整する。	60
岩国幼稚園協会補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	60
幼保連絡協議会補助金								○	6 合併時に、廃止する。	60
私立幼稚園の職員研修・運営等に関する補助金				○				○	6 合併時に、廃止する。	60
文化・体育活動等に関する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	61
私立幼稚園就園奨励費補助金	○	○		○				○	1 現行のとおりとする。	61
私立幼稚園障害児教育費補助金	○			○				○	1 現行のとおりとする。	61
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	○								2 岩国市の例による。	61
幼稚園通園費助成金		○							5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	61
給食用精米助成金					○				5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	61
社会教育・文化財関係補助金										
子ども会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	62
P T A 補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	62
青少年育成市町村民会議補助金	○	○		○	○	○	○		4 新市に移行後、速やかに調整する。	62
連合青年団補助金				○					5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	62
婦人会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	62
女性団体連絡協議会補助金				○			○		5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	62

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
文化協会補助金 (連合体組織のもの)	○	○			○		○		5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	62
その他の社会教育・文化財関係団体補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	62
社会教育・文化財関係事業等に関する補助金	○	○	○	○	○		○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	63
スポーツ関係補助金										
市町村体育協会等に対する運営補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	64
スポーツ少年団等に対する運営補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	64
その他の体育協会加盟団体等に対する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	64
郡体育協会に対する負担金		○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	64
大会の開催に対する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。	65
大会への出場に対する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。	65

【水道部会関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
水道関係補助金										
簡易ポンプ購入費補助金								○	6 合併時に廃止する。	66

【財団等関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針	検 討 票 ペ ー ジ
財団等関係補助金										
(財) 岩国市施設管 理公社補助金	○								5 当面、現行のとおりと し、随時調整する。	67
(財) 周東町勤労者 福祉財団補助金				○						
岩国柱島海運株式会 社補助金	○									
(株) 周東町農業開 発センター負担金				○						
(社) みどりの玖珂 町振興公社会費								○		
(株) 錦グリーンラ イン補助金					○					
錦川鉄道株式会社補 助金	○		○		○	○	○			

水道関係事業の取扱いについて（協定項目 23-10）

水道関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 水道事業について

水道料金及び加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

ただし、岩国市及び由宇町については、新市に移行後、速やかに調整する。

2 簡易水道事業について

水道料金及び加入金（分担金）については、当分の間現行のとおりとする。
ただし、メーター使用料の取扱いについては、統一する方向で調整する。

平成 16 年 12 月 27 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

新市建設計画について（協定項目 24）

新市建設計画について、次のとおり提案する。

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

平成 16 年 12 月 27 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

第 5 回会議開催日時及び協議事項について

1 開催日時

日 時：平成 1 7 年 1 月 1 2 日（水） 1 3：3 0～

場 所：ハーモニーみわ（美和町大字渋前 1751：TEL95-0005）

2 協議事項（予定）

協議第 37 号の 1 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 18）

協議第 42 号の 1 新市建設計画について（協定項目 24）